

北海道大学大学院文学研究科共同研究員受入れ内規

(平成26年1月24日制定)

(目的)

第1条 この内規は、北海道大学大学院文学研究科(以下「本研究科」という。)における共同研究員の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、他機関等において勤務している者の研究の継続を支援し、科学技術・学術活動の基盤となる人材の養成に貢献するとともに、本研究科における研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、共同研究員とは、本研究科の博士の学位を取得し、他機関等において勤務している者であって、この内規に基づき本研究科において報酬を受けないで研究を行う者をいう。

(受入れ期間)

第3条 共同研究員の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、研究科長が必要があると認めるときは、1回に限りこれを延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、科学研究費助成事業を遂行している場合は、その研究期間に相応した期間を延長することができる。

(申請及び承認)

第4条 共同研究員として研究を希望する者は、別紙様式第1号による共同研究員研究申請書を、受入教員を経由して、研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、前項の規定により申請があったときは、本研究科の教授会の議を経て、共同研究員を決定するものとする。

3 研究科長は、前項の規定により共同研究員を決定したときは、当該研究希望者に別紙様式第2号による共同研究員研究許可通知書を交付するものとする。

(便宜供与)

第5条 共同研究員は、本研究科の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な施設、図書及び設備を利用することができる。

(義務)

第6条 共同研究員は、当該年度末に、別紙様式第3号による共同研究員研究成果報告書を提出しなければならない。

2 共同研究員は、当該年度内に科学研究費補助金の申請を行わなければならない。ただし、他の制度による補助金等の申請を妨げない。

(諸規則等の遵守)

第7条 共同研究員は、北海道大学の諸規則等を遵守しなければならない。

(研究許可の取消し)

第8条 共同研究員が前条の規定に違反し、又は共同研究員としてふさわしくない行為を行ったときは、研究科長は、当該共同研究員としての研究の許可を取り消すことができる。

(守秘義務)

第9条 共同研究員は、研究活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人、鑑定人等として証言する場合は、この限りでない。

（傷害保険）

第10条 共同研究員は、研究を開始する前に、傷害保険に加入するよう努めなければならない。

（損害賠償）

第11条 本研究科は、共同研究員が故意又は過失により本研究科に損害を与えたときは、当該共同研究員に対し、その損害の全部又は一部について賠償を求めることができる。

（雑則）

第12条 この内規に定めるもののほか、共同研究員に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。